

公示番号：180381

国名：フィジー

担当部署：人間開発部保健第二グループ保健第三チーム

案件名：生活習慣病対策プロジェクト（ヘルスプロモーション）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：ヘルスプロモーション
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2018年12月中旬から2019年3月中旬まで
- (2) 業務 M/M：国内 0.35M/M、現地 2.0 M/M、合計 2.35M/M
- (3) 業務日数：
国内準備期間 4日、現地業務期間 60日、国内整理期間 3日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：11月21日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>)をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2018年12月7日（金）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計 100点)

類似業務	ヘルスプロモーション
対象国／類似地域	フィジー／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

フィジー共和国(以下、「フィジー」)では、糖尿病や心血管疾患など生活習慣病(NCD)に起因する障害や死亡は増加傾向にあり、感染性疾患から NCD への疾病構造転換が急速に進んでいる。2012 年に発生した死亡の 70%以上が NCD によるものと推計されており、心血管疾患と内分泌・栄養・代謝性疾患および悪性腫瘍が死因の上位を占めている。

近年、世界保健機関(WHO)や豪州等の開発パートナーの支援を受けながら、同国における NCD 対策は推し進められてきたものの、日常的な運動不足や野菜・果物の摂取の不足、アルコールの過剰摂取といった NCD における行動危険因子、肥満や高血圧といった生化学的危険因子を保有する人口の割合は依然として増加傾向にある。加えて 2002 年の保健省の調査では、糖尿病や高血圧の高度リスク群のうち、診断・治療を受けて血糖値や血圧値のコントロールが良好な症例は僅か 1 割程度に留まるとの報告もあり、保健省を中心に NCD 予防対策に従事する保健・医療従事者の間では、根拠に基づいた NCD 予防対策を特定する必要性が改めて認識されると同時に、生活習慣や環境の改善と NCD の早期診断・治療の体制の強化が喫緊の課題となっている。

本プロジェクトは、科学的根拠に基づいた NCD 対策の実施、業務運営能力とモニタリング評価体制の強化、NCD 対策普及のための体制構築を図ることで、フィジー保健省が行っている NCD 対策強化を目的として、2015 年 5 月に 5 年間の予定で協力を開始した。2018 年 9 月時点で職場における「健康的な減量プログラム」のパイロットが終了し、一定の効果が確認されている。今後本プログラムの展開に向け、プロジェクトの支援がなくとも、職場で持続的な取り組みが継続され、効果が持続するような仕組みを構築する必要がある。また、本プログラムの実施も含め NCD 対策における健康教育のツールとして、動機づけ面接(Motivational Interviewing、以下「MI」)を導入し、MI 実施のための研修を保健省が保健センターのヘルスワーカー等に行っているが、研修後のヘルスワーカーの活動に対するモニタリングシステムが確立されていない状況である。

本業務は、NCD 対策のための介入活動及びその効果の持続性確保の仕組み構築に向けた提案、及び MI のモニタリングシステム構築に向けた技術的支援を行うことを目的として、ヘルスプロモーションの短期専門家を派遣するものである。

なお、本プロジェクトはフィジー及びキリバスを対象として実施しているものであるが、本業務従事者の活動はフィジーのみで実施するものである。

7. 業務の内容

本業務従事者は、フィジー保健省ウェルネスセンターをカウンターパート(以下

「C/P」機関とし、National Advisor NCD ほか下記（２）②に記載の 9 名を主要な関係者とし、我が国類似案件での経験・教訓を踏まえ、C/P 機関職員に対し、NCD 対策のための介入活動及びその効果の持続性確保のためのシステム提案及び MI のモニタリングシステム構築に関する技術的指導・助言を行う。また、関連する会合等に参加し、知見の共有を行うことが期待される。

具体的な業務内容は以下のとおり。

（１）国内準備期間（2018 年 12 月中旬）

- ① 既存の JICA 報告書、他ドナー報告書、フィジー政府作成の関連報告書、学術論文等を参照し、フィジーの生活習慣病の現状と課題を把握する。また、これまでのプロジェクト活動の概要を把握・分析する。
- ② JICA 人間開発部及びフィジー事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ③ ワークプラン（和文・英文）を作成し JICA 人間開発部による確認の後、提出する。併せて、フィジー事務所にもデータを送付する。

（２）現地業務期間（2019 年 1 月上旬～2019 年 3 月上旬）

- ① 現地業務開始時に、JICA フィジー事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画について合意する。
- ② 保健省ウェルネスセンター、保健省保健情報部、看護部、ヘルスセンター、関連活動を実施している NGO 等から情報収集、ヒアリングを行い、状況を把握する。

具体的にコンタクトする関係者は以下のとおりである。

- ・ National Advisor NCD
 - ・ Director of Nursing, Central
 - ・ In-service training Co-ordinator
 - ・ Director of Information and Research Analysis
 - ・ Divisional Dietitian(Cent/East)
 - ・ National Iron and Multi-micronutrient Supplementation project officer
 - ・ Divisional Medical Officer, Central
 - ・ Divisional Project Officer NCD-Cent/East from MoHMS-Fiji
 - ・ Trainers from Empower Pacific
- ③ 「健康的な減量プログラム」が実施された職場を訪問し、現状と課題を把握し、活動と効果を持続させるための取組の方向性について、C/P に対し助言する。
 - ④ 母子保健及び NCD の各分野で機能しているモニタリングシステムを検証し、C/P 及び専門家チームが MI 研修受講後の活動のモニタリング方法案を取りまとめることを支援する。既存の統計資料を活用したモニタリング・評価に関する知見などにに基づき、以下のプロセスで実施する。
 - ア) 母子保健分野の Auditing System を検証する。
 - イ) NCD 分野のモニタリング・評価（M&E）内容を検証する。
 - ウ) 上記ア.イ.を踏まえて、既存のモニタリングシステムの MI 分野への適用可能性に関して C/P 及び専門家チームと検討し、MI 分野で使用するモニタリング方法を提案としての取り纏めを支援する。

C/P 及び専門家チームが、母子保健分野で活用されている Auditing System をモニタリングの手段として検討しはじめた背景には、M&E 指標が増え続け、現場の負担になっていることから、M&E 指標の削減に保健省が取り組んでいることがある。フロントラインの医療従事者がルーティンで集める指標をなるべく少なくしながらも、M&E に必須の指標を見極め、M&E システムの構築を模索している状況を踏まえ、上記の業務に取り組む。

- ⑤ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を C/P 機関に提出し、報告する。
- ⑥ JICA フィジー事務所に現地業務結果報告書（英文）を提出し、現地業務結果を報告する。

(3) 国内整理期間（2019 年 3 月中旬）

現地業務結果報告書（英文）及び専門家業務完了報告書（和文）を JICA 人間開発部に提出し、報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) ワークプラン

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

英文 3 部（JICA 人間開発部、JICA フィジー事務所、C/P 機関へ各 1 部）

(2) 現地業務結果報告書

派遣終了時。和文及び英文。提出部数は以下のとおり。

英文 3 部（JICA 人間開発部、JICA フィジー事務所、C/P 機関へ各 1 部）

和文 2 部（JICA 人間開発部、JICA フィジー事務所へ各 1 部）

ただし、現地業務結果報告書（和文）は（3）専門家業務完了報告書をもって代えることとする。また、現地業務結果報告書（英文）には以下を盛り込み、C/P 機関への最終報告書として内容を取り纏めることとする。

- ・ 職場での介入活動及びその効果の持続性確保のためのシステム提案
- ・ MI のモニタリングシステム構築にかかるに関する提案

(3) 専門家業務完了報告書（和文 2 部）

現地派遣期間中／国内作業期間中の業務報告書（和文）を作成し、JICA 人間開発部及びフィジー事務所に提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒ナンディ⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

本業務従事者の現地業務日程は2019年1月7日～2019年3月7日(60日)を予定しています。ただし、この日程はC/P機関の都合などにより数日程度前後する可能性があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクト専門家チームの構成は以下のとおりです(本業務の現地業務期間に派遣されている長期専門家のみ)。

ア) チーフアドバイザー

イ) 業務調整

ウ) 生活習慣病対策

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

必要な移動にかかる車両の提供

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

プロジェクト専門家チームが必要に応じアレンジします。

カ) 執務スペースの提供

プロジェクト専門家オフィス内に執務スペース提供(ネットは使用可能ですが、回線の状況が不安定な場合があります。)

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を当 JICA 人間開発部保健第二グループ(TEL:03-5226-8362)にて配布します。

・ R/D、PDM 等のプロジェクト基本文書

・ Wellness Unit Business Plan Strategic Plan 2016-2020

②本業務に関する以下の資料が JICA のウェブサイトで公開されています。

・ プロジェクト概要・プロジェクトニュース

https://www.jica.go.jp/project/all_oceania/003/index.html

・ 事前評価表

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2014_1300554_1_s.pdf

③本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス(prtm1@jica.go.jp)宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料:「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール:

・ タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・ 本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 国内及び海外におけるヘルスプロモーション分野の活動経験を有することが望ましいです。また、保健システムに関する知識を有することが望ましいです。
- ③ 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA フィジー事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ⑤ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上